

工 事 特 記 仕 様 書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(建設業退職金共済制度への加入)

第2条 受注者は、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付けること。

2 受注者は、当初工事請負代金額が130万円以上の場合、建退共の発注者用掛金収納書を貼った「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を工事請負契約締結後1ヶ月以内に、「建設業退職金共済関係提出書」、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」を工事完成時に本組合監督員に提出すること。

ただし、この制度に代わる退職金共済等に参加している場合や対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」を工事請負契約締結後1ヶ月以内に監督員に提出すること。

なお、当初工事請負代金額が130万円未満の場合においても本組合が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料を提出しなければならない。

3 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。

4 下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、受注者は建退共加入手続き及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受諾するよう努めること。

5 受注者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。

6 正当な理由がなく建退共に参加せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な受注者は工事成績評価において考慮されることになる。

(CORINSへの登録)

第3条 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（一財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上のすべての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録す

るものとする。ただし、単価契約の場合は、完成時に請負代金額の総額が500万円以上の工事を対象とし、竣工登録を行うものとする。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合(土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く)は、変更時の提出を省略できるものとする。

(建設工事公衆災害防止対策)

第4条 公衆災害防止のため、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日、国土交通省告示第496号)及び関係諸法令を遵守し安全な施工に努めること。

(材料一般)

第5条 工事用主要材料は、使用前にその品質、寸法等または見本品の検査を受け、合格したものでなければならない。ただし、監督員が認める規格証明書を有するものは、検査を省略することができる。

- 2 材料検査に際して、受注者はこれに立ち会わないときは、受注者は検査に際し、異議を申し立てることはできない。
- 3 検査及び試験のために使用に耐えなくなったものは、所定数量に算入しないものとする。
- 4 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷、変質したときは、新品と取替え、再び検査を受けなければならない。
- 5 不合格品は、ただちに現場より搬出しなければならない。
- 6 使用材料のうち、調合を要するものについては、監督員の立ち会いを得て調合しなければならない。ただし、監督員が適当と認めたときは、見本検査によることができるものとする。
- 7 加工して使用する材料については、加工後に監督員の検査を受けなければならない。
- 8 検査の結果、不合格となった材料は、ただちに適当なものと取り替えなければならない。検査後に変質、不良化した材料についても同様とする。
- 9 工事用材料の合格品は、指定の箇所に受注者の責任において変質、不良化しないよう保管しなければならない。

建設リサイクル法に係る注意事項

1) 対象建設工事

特定建設資材(コンクリート、コンクリートと鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート)を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が下表の基準以上のものとする。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上

建築物の新築・増築	床面積の合計	500㎡以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	請負代金の額（消費税含む）	1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額（消費税含む）	500万円以上

2) 説明

落札者は、契約前に特定建設資材の分別解体等の方法について記載した建設リサイクル法第12条第1項に基づく書面「分別解体等の計画等」（別表1～3）を作成し、発注者に説明しなければならない。

3) 契約

落札者は、建設リサイクル法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年3月5日国土交通省令第17号。）第7条に基づき、以下の項目を記載した「法律第13条に基づく書面」を作成し、発注者に提出しなければならない。

なお、提出された書面は工事請負契約書に綴りこむものとする。

- ・分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

4) 書面による報告

受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、受注者は同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成している場合は、これをもって報告に代えることができる。

5) 留意事項

- ・建設リサイクル法の取扱いは、「建設リサイクル法の工事届出の手引き」を参照のこと。